

熊取町議会委員会会議録

〔平成30年6月定例会〕

議会運営委員会

総務文教常任委員会

事業厚生常任委員会

熊 取 町 議 会

目 次

〔議会運営委員会（6月1日）〕	
平成30年6月熊取町議会定例会の運営について	1
その他	4
〔議会運営委員会（6月13日）〕	
平成30年6月熊取町議会定例会における追加議案の取扱いについて	7
その他	8
〔総務文教常任委員会〕	
議案第42号 税条例の一部を改正する条例	12
質 疑	12
採 決	13
議案第49号 平成30年度熊取町一般会計補正予算（第3号）	14
質 疑	14
採 決	22
〔事業厚生常任委員会〕	
議案第43号 地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	26
質 疑	26
採 決	28
議案第44号 介護保険条例の一部を改正する条例	28
質 疑	28
採 決	29
議案第45号 保育所条例等の一部を改正する条例	30
質 疑	30
採 決	31
議案第46号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	31
質 疑	32
採 決	32
議案第47号 重度障がい者医療費助成条例及びひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例	33
質 疑	33
採 決	33
議案第48号 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について	33
質 疑	33
採 決	35

議 会 運 営 委 員 会

議 会 運 営 委 員 会

月 日 平成30年6月1日(金曜)招集

場 所 熊取町役場北館3階大会議室

出席委員	委員長	江川慶子	副委員長	浦川佳浩
	委員	文野慎治	委員	鱧谷陽子
	委員	二見裕子	委員	矢野正憲
	委員	佐古員規	議長	坂上巳生男

欠席委員 なし

説明員	町長	藤原敏司	副町長	中尾清彦
	企画部長	南和仁	総務部長	林利秀
事務局	議会事務局長	北川雄彦	書記	藤原孝二

付議審査事件

- 1) 平成30年6月熊取町議会定例会の運営について
- 2) その他

委員長(江川慶子君)皆さん、おはようございます。

本日は、平成30年6月熊取町議会定例会の運営について審議していただくため、ご参集をお願いしたところでございます。

なお、本日の審議に当たりましては、議会委員会条例第19条の規定により、町長ほか関係職員の出席を求めています。

ただいまの出席委員は7名全員であります。定足数に達しておりますので、これより議会運営委員会を開会いたします。

(「10時01分」開会)

委員長(江川慶子君)まず初めに、本定例会に提案されます議案について説明を求めます。林総務部長。総務部長(林利秀君)それでは、平成30年6月熊取町議会定例会にご提案させていただきます案件につきまして、お手元の資料に基づき説明させていただきます。

順序につきましては、議会の進行に基づきご説明申し上げます。

まず、行政報告につきましては、繰越明許費繰越計算書についてが1件、事故繰越し繰越計算書についてが1件、熊取町土地開発公社の経営状況報告についてが1件、損害賠償に関する専決処分報告についてが1件、合計4件でございます。

次に、報告案件につきましては、条例改正の専決処分報告が3件、補正予算の専決処分報告が2件、合計5件でございます。

次に、予定議案につきましては、人事案件が4件、条例改正が6件、大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更等に関する協議についてが1件、補正予算が1件、合計12件でございます。

それでは、各案件内容についてご説明申し上げます。

資料裏面をごらんください。

まず、行政報告でございます。

1件目の繰越明許費繰越計算書につきましては、平成29年度熊取町一般会計予算のうち繰越明許費に係る経費を翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。内容につきましては、道路施設維持修繕事業繰越額216万8,000円ほか11事業でございます。

2件目の事故繰越し繰越し計算書につきましては、平成29年度熊取町一般会計予算のうち、地方自治法第220条第3項ただし書きの規定により翌年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告するものでございます。内容につきましては、町有林災害復旧事業繰越額436万9,680円でございます。

3件目の熊取町土地開発公社の経営状況報告につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により、平成29事業年度熊取町土地開発公社決算及び平成30事業年度熊取町土地開発公社予算について報告するものでございます。

4件目の損害賠償に関する専決処分報告につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において町長の専決処分対象として指定されている事項のうち、損害賠償に関する専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

続きまして、報告案件について説明申し上げます。

1件目の税条例等の一部を改正する条例の専決処分報告につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が平成30年3月31日に公布されたことに伴い、本町税条例の一部を改正する必要性が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により平成30年3月31日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

2件目の指定地域密着型サービスの事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の専決処分報告につきましては、介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令が平成30年3月22日に公布されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により平成30年3月28日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

3件目の国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分報告につきましては、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令が平成30年3月16日に公布されたことに伴い、本条例において引用している省令名の変更などの必要性が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により平成30年4月11日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

4件目の平成29年度熊取町一般会計補正予算（第8号）の専決処分報告につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により平成30年3月30日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。内容につきましては、災害支援協定に基づくごみ処理負担金に伴う事業費の増額でございます。

5件目の平成30年度熊取町一般会計補正予算（第2号）の専決処分報告につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により平成30年5月15日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。内容につきましては、町道永楽線法面崩落に伴う事業費の増額でございます。

続きまして、予定議案についてご説明させていただきます。

表面をごらんください。

1件目の公平委員会委員の選任同意につきましては、公平委員会委員の中西あやみ氏が平成30年5月18日付で辞職いたしましたので、同氏の後任として根未陽子氏の選任について、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

2件目、3件目の人権擁護委員候補者の推薦につきましては、平成30年12月31日をもって現在の2名の委員の任期が満了いたしますので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

1件目は、現西本美加保氏の任期満了に伴い、同氏の再任について意見を求めるものでございます。

2件目は、現江見和典氏の任期満了に伴い、同氏の再任について意見を求めるものでございます。

4件目の人権擁護委員候補者の推薦につきましては、中川隆雄氏の任期が平成30年12月31日付で満了いたしますので、同氏の後任として阪上忠弘氏の選任について、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

5件目の税条例の一部を改正する条例につきましては、本町の固定資産税のわがまち特例の特例割合を、改正された地方税法に定める範囲内で参酌基準を参照に税条例に規定するため、この条例案を提出するものでございます。

6件目の地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、主任介護支援専門員の資格要件について介護保険法施行規則の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うため、この条例案を提出するものでございます。

7件目の介護保険条例の一部を改正する条例につきましては、第1号被保険者の保険料段階の判定基準について介護保険法施行令の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うため、この条例案を提出するものでございます。

8件目の保育所条例等の一部を改正する条例につきましては、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行により、国家戦略特別区域法が一部改正されたこと及び放課後児童支援員の資格要件について、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴いまして、所要の改正を行うため、この条例案を提出するものでございます。

9件目の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、認定こども園の規定について、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が施行されたことに伴いまして、所要の改正を行うため、この条例案を提出するものでございます。

10件目の重度障がい者医療費助成条例及びひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例につきましては、所得税法における控除対象配偶者の定義変更に伴い、大阪府の重度障がい者の医療費の助成に関する条例準則及びひとり親家庭医療費の助成に関する条例準則の一部が改正されたことに伴いまして、所要の改正を行うため、この条例案を提出するものでございます。

11件目の大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議につきましては、大阪広域水道企業団の共同処理する事務に、泉南市を初め1市5町に係る水道事業経営に関する事務を追加すること並びに大阪広域水道企業団規約の一部を変更することについて関係市町村と協議するに当たり、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

12件目の平成30年度熊取町一般会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,434万3,000円を追加するものでございます。主な補正内容は、フレンド幼稚園の平成31年4月1日からの認定こども園移行に伴う施設整備費補助金や、環境センター手前の町道永楽線法面修繕実施設計に係る経費などとなっております。

以上で、平成30年6月熊取町議会定例会にご提案させていただきます案件についてのご説明を終わらせていただきます。

委員長（江川慶子君）ただいま説明がありました議案について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

以上で、本定例会に提案されます議案の説明を終わります。

次に、本定例会の会期についてを議題といたします。

会期については、別紙日程表（案）のとおり、6月7日から6月21日までの15日間といたします。

本会議の開会については、6月7日、6月8日、6月11日及び6月21日の4日間といたします。

各常任委員会の開催については、総務文教常任委員会を6月15日に、事業厚生常任委員会を6月

13日に、それぞれ開催いたします。

第2回目の議会運営委員会につきましては6月13日に、議員全員協議会を6月15日に開催いたします。

以上のとおり、平成30年6月熊取町議会定例会の会期及び会議日程を決定したいと思います、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。それでは、会期及び会議日程については、そのようにさせていただきます。次に、一般質問の順番につきましては、お手元に配付のとおりであります。

なお、5月30日の正午に通告を締め切った後、くじ引きにより決定いたしました。

次に、議事の運営であります。日程第4 議案第33号 税条例の一部を改正する条例の専決処分報告についての件、日程第5 議案第34号 指定地域密着型サービスの事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の専決処分報告についての件、日程第6 議案第35号 国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分報告についての件、日程第7 議案第36号 平成29年度熊取町一般会計補正予算(第8号)の専決処分報告についての件、日程第8 議案第37号 平成30年度熊取町一般会計補正予算(第2号)の専決処分報告についての件及び日程第9 議案第38号 公平委員会委員の選任同意についての件、日程第10 議案第39号から日程第12 議案第41号までの人権擁護委員候補者の推薦についての件、以上の9件については、委員会付託を省略し、本会議で審議をしていただきます。

次に、日程第13 議案第42号 税条例の一部を改正する条例の件、日程第20 議案第49号 平成30年度熊取町一般会計補正予算(第3号)の件、以上の2件については、総務文教常任委員会に付託し、審議をしていただきます。

次に、日程第14 議案第43号 地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件、日程第15 議案第44号 介護保険条例の一部を改正する条例の件、日程第16 議案第45号 保育所条例等の一部を改正する条例の件、日程第17 議案第46号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件、日程第18 議案第47号 重度障がい者医療費助成条例及びひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例の件、日程第19 議案第48号 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議についての件、以上の6件については、事業厚生常任委員会に付託し、審議をしていただきます。

以上のとおり平成30年6月熊取町議会定例会の運営を行うことについて、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。それでは、平成30年6月熊取町議会定例会の運営については、以上のとおり決定いたしました。

ここで、理事者の皆様方にはご退席をお願いします。お疲れさまでございました。

(理事者退席)

委員長(江川慶子君) それでは、引き続きまして、意見書等の取り扱いについてでございますが、意見書・要望書等受付一覧をごらんください。

意見書につきましては、3件提出されております。

鯉谷議員から「要介護・要支援者に対する維持期リハの廃止撤回」等を求める意見書(案)、次に、二見議員から旧優生保護法による不妊手術の被害者救済を求める意見書(案)、ヘルプマークのさらなる普及推進を求める意見書(案)の2件、以上の3件の意見書について、各会派に持ち帰り、審議をしていただき、次回6月13日の議会運営委員会で意見を提出していただきます。

ほか、要望書等についての紹介は省略いたします。

以上で、平成30年6月熊取町議会定例会の運営に関する事項を終了いたしますが、ほかに何かあ

れば承ります。何かございますか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、これをもって議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

(「10時21分」閉会)

以上の委員会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

議会運営委員会委員長

江川慶子

議 会 運 営 委 員 会

月 日 平成30年6月13日(水曜)招集

場 所 熊取町役場北館3階大会議室

出席委員	委員長	江川慶子	副委員長	浦川佳浩
	委員	文野慎治	委員	鱧谷陽子
	委員	二見裕子	委員	矢野正憲
	委員	佐古員規	議長	坂上巳生男

欠席委員 なし

説明員	町長	藤原敏司	副町長	中尾清彦
-----	----	------	-----	------

	企画部長	南和仁	総務部長	林利秀
--	------	-----	------	-----

事務局	議会事務局長	北川雄彦	書記	藤原孝二
-----	--------	------	----	------

付議審査事件

- 1) 平成30年6月熊取町議会定例会における追加議案の取扱いについて
- 2) その他

委員長(江川慶子君)皆さん、こんにちは。

本日は、平成30年6月熊取町議会定例会における追加議案についてご審議いただくため、ご参集をお願いしたところでございます。

なお、本日の審議に当たりましては、議会委員会条例第19条の規定により、町長ほか関係職員の出席を求めています。

ただいまの出席委員は7名全員であります。定足数に達しておりますので、これより議会運営委員会を開会いたします。

(「13時30分」開会)

委員長(江川慶子君) それでは、本定例会に提案されます追加議案について説明を求めます。林総務部長。

総務部長(林利秀君) それでは、平成30年6月熊取町議会定例会にご提案させていただきます追加案件につきまして、お手元の資料に基づきご説明させていただきます。

追加案件につきましては、追加予定議案1件でございます。

資料の追加予定議案の欄をごらんください。

追加予定議案につきましては、工事請負契約の締結についてが1件でございます。

それでは、追加予定議案についてご説明させていただきます。

工事請負契約の締結について(熊取町立中央小学校・北小学校・東小学校空調設備設置工事)につきましては、当該工事において工事請負契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号及び要議決契約等条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上で、平成30年6月熊取町議会定例会にご提案させていただきます追加案件についてのご説明を終わらせていただきます。

委員長(江川慶子君) ただいま説明がありました議案について、質疑があれば承ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

以上で、本定例会に提案されます追加議案の説明を終わります。

本件につきましては、6月21日の本定例会最終日に追加議案として上程し、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。それでは、本件につきましては追加議案として上程し、委員会付託を省略し、本会議で審議をしていただきます。

ここで、理事者の皆様方にはご退席をお願いします。お疲れさまでした。

(理事者退席)

委員長(江川慶子君) それでは、先日持ち帰っていただきました意見書3件についてご意見をいただきます。お手元に配付いたしております意見書一覧の順に審議いたします。

まず、1件目の「要介護・要支援者に対する維持期リハの廃止撤回」等を求める意見書(案)についてご意見等を承ります。ご意見等ありませんか。鱧谷委員。

委員(鱧谷陽子君) この案ですけれども、「記」の上のところ、「本市議会は」になってしまっておりまして、すみません。「本町議会は」に変えていただきますようよろしく願いいたします。

委員長(江川慶子君) 訂正が入りました。本文の「本市議会」のところを「町議会」への訂正です。

ほかにご意見ございませんか。二見委員。

委員(二見裕子君) この意見書ですが、本文等々読ませていただきまして、通所リハの提供体制が整っていない現状というふうに記載していた箇所ですが、これにつきましては、今、施設基準の緩和をして進めている状況であるということで、リハビリを受ける方もふえられていますが、施設も同じようにふやしているという感じなので、緩和して進めているという状況であるというふうに捉えました。

1点目の医療による維持期リハを廃止するということですが、これも、治療の継続により状態の改善が期待できると医学的に判断される患者等については、引き続き医療保険の給付を行うことができるというふうになっておりますので、全てが全て介護保険のほうに移るということではないのかというふうに見ました。

2点目の十分な診療報酬ということで、この減額規定とかが入って十分な診療報酬が得られないという部分でありますけれども、これは、新しく介護でのリハになる場合に、目標設定と支援管理料というのが新しくできたことによって、そこら辺の部分で診療の報酬についても減額は少し保たれているかなというふうに思っておりますので、内容としては賛成しかねるかなというふうに思っております。

委員長(江川慶子君) 鱧谷委員。

委員(鱧谷陽子君) 今そのようにおっしゃっていただきましたけれども、私自身の友達が脳溢血で倒れまして、医療保険を受けてリハビリ上限180日を超えました。そのときに、65歳以上の人は介護施設へ移ってくださいという形で介護施設のほうへ移されて、もうほとんど持って歩いている状態だったのが、介護施設のほうでは週1回のリハビリしか受けられずに、今はもう車椅子状態になっていってしまっています。そんなような状況の中で、やはりこの病院での維持期リハについては、今まででも、この12年間もの間、要求によって延長してきている、それを、また中止していきこうとしているところら辺をとめていきたいという思いですので、その辺を加味していただいて、65歳以前の方は介護のほうへ移るといふようなこともなく医療のほうでまだ受けられるというふうな形になっておりますけれども、65歳を過ぎた方は介護のほうでということ、リハビリに対する報酬が医療のほうで下がってくるので、かわらざるを得ないというふうな状況に持っていかれているという状況がありますので、ぜひよろしく願いしたいと思っております。

委員長(江川慶子君) 二見委員。

委員(二見裕子君) おっしゃることはわかるかなと思うんですが、脳梗塞とかかれて、一定の回

復まで来られて、そこから先の回復を維持していく、またそれより以上というものが必要となった場合は、医療保険の給付を受けるということもできるというふうにはなっていますので、そう思ったときに、全く介護のほうでしか受けられないという制度ではないのかなというふうに思っておりますので、たまたま鱧谷委員のご友人の方はそのような形でされているのかなというふうには思うんですけども、制度を見た場合に、お医者さんのほうでのリハビリが必要な方に関しては、そちらの治療の継続により状態の改善が期待できるというふうに判断された方は、引き続き医療のほうでできるというのを見たときに、この廃止のこの部分に関しては賛成しかねるかなというふうに思っております。

委員長（江川慶子君）ほかにご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

それでは、本件意見書（案）について意見等をまとめます。

意見が一致しないので、上程しないことにいたします。

次に、2件目の旧優生保護法による不妊手術の被害者救済を求める意見書（案）についてご意見等を承ります。ご意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

ということは、これは賛成ということよろしいのでしょうか。ご意見ないですか。よろしいですか、こちらも。矢野委員。

委員（矢野正憲君）ドイツ、スウェーデンでの補償等のことが書かれておるんですが、3番目に的確な救済措置をとるというふうなことを書かれております。ドイツ、スウェーデンでどういうふうな補償がされておられるのか知っている範囲で結構ですので、わかっておられれば。基本的に、これはしないといけないとは思いますが、ちょっとドイツやスウェーデンでというふうなことになっていましたので、どういったことをされているのかと思ひまして、質問させていただきました。

委員長（江川慶子君）質問ですね。二見委員のほうからお願いします。

委員（二見裕子君）何をされているかという部分ですか。

委員（矢野正憲君）財政的な補償をされておられるんだと思いますが、どういったことなのかなと思ひまして質問させていただいた次第です。

委員（二見裕子君）すみません、そこら辺私もちょっと見ていないんですけども、なぜこのような法律がという部分のところで、源流は19世紀の英国で提唱された優生学ということで、人の才能は遺伝で受け継がれ、結婚相手の選択などで子孫が改良できるという考え方ということで、1907年にアメリカインディアナ州、33年にナチスドイツ、35年にスウェーデンで障がい者に不妊治療を実施する法律が相次いで制定されたということで、日本でも戦後の人口の過剰の問題の実情があって、こういうふうな法律ができたというふうには見させていただいたんですが、実際のこの補償等の措置というのがどのようなものかというのがちょっと見れていませんので、申しわけありません。

委員長（江川慶子君）よろしいですか。結構ですか。

それでは、反対意見はないようですので、本意見書（案）について意見等をまとめます。

全会一致ですので、追加議案として上程することにいたします。

次に、3件目のヘルプマークのさらなる普及推進を求める意見書（案）についてご意見等を承ります。ご意見等はありませんか。ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（江川慶子君）言ってほしいんですけど、賛成でも反対でも言ってもらわないと、何も意見がないのに賛成というふうにはならないんですが。反対意見がないということでしょうか。

ご意見、質問もないようなので、それでは、本件の意見書（案）について意見等をまとめます。よろしいですか。

全会一致ですので、反対者がいませんので、追加議案として上程することにいたします。

次に、議会運営委員会委員長の閉会中の継続調査の申し出について、次期議会（定例会までの間

に開かれる臨時会を含む)の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、平成30年6月定例会閉会から平成30年9月定例会開会までの間、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議がないようですので、追加議案として、議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出といたします。

以上で、平成30年6月熊取町議会定例会における追加議案の取扱いについての件を終了いたしますが、ほかに何かあれば承ります。何かございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、これもちまして議会運営委員会を閉会いたします。

なお、追加議案書につきましては、6月15日に配付予定となっております。

ご協力ありがとうございました。

(「13時46分」閉会)

以上の委員会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

議会運営委員会委員長

江川慶子

総務文教常任委員会

総務文教常任委員会

月 日 平成30年6月15日（金曜）招集

場 所 熊取町役場北館3階大会議室

出席委員	委員長	佐古員規	副委員長	坂上昌史
	委員	文野慎治	委員	鱧谷陽子
	委員	二見裕子	委員	服部脩二
	委員	坂上巳生男		

欠席委員 なし

説明員	町長	藤原敏司	副町長	中尾清彦
	教育長	勘六野朗	企画部長	南和仁
	企画部理事	明松大介	企画部理事兼財政課長	東野秀毅
	総務部長	林利秀	総務部理事	阪上章
	住民部長	藤原伸彦	住民部統括理事	吉田潔
	健康福祉部長	小山高宏	健康福祉部理事	山本浩義
	健康福祉部理事	木村直義	都市整備部長	泉谷徹
	会計管理者兼会計課長	中谷ゆかり	上下水道部長	山戸寛
	教育次長	貝口良夫	教育委員会事務局統括理事	吉田茂昭
	教育委員会事務局理事	野津恵	政策企画課長	橘和彦
	人事課長	道端秀明	税務課長	阪上高寛
	産業振興課長	奥村光男	健康・いきいき高齢課長	石川節子
	保育課長	阪上正順	道路課長	山原栄次
	学校教育課長	松浪敬一	図書館長	原田貴子
事務局	議会事務局長	北川雄彦	書記	藤原孝二

付議審査事件

議案第42号 税条例の一部を改正する条例

議案第49号 平成30年度熊取町一般会計補正予算（第3号）

委員長（佐古員規君）皆さん、おはようございます。議案の審査に当たりましては、十分に意を尽くされ、ご審議をいただき、あわせて議事が円滑に運びますようにご協力をお願いいたします。

本日の委員会には、議会委員会条例第19条の規定により、町長ほか関係職員の出席を求めています。

ただいまの出席委員は7名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから総務文教常任委員会を開会いたします。

（「10時00分」開会）

委員長（佐古員規君）なお、発言される方は、必ずマイクを使っていただきますようお願いいたします。それでは、付託審査事件について議事に入ります。

去る6月11日の本会議において、本委員会に付託を受けました議案2件の審査を行います。

議案については、提案理由並びに内容の説明は既に本会議の中で行われておりますので、省略いたします。

なお、補足説明があれば承ります。阪上総務部理事。

総務部理事（阪上 章君）恐れ入ります。議案書のピンク色の分界紙以降の資料4－3の改正案、現行ともなんですが、下から7行目、法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合のところなんです。今現在「2分の1」となっているんですが、現行、改正案とも「零」と改めていただきたいと思います。というのは、資料前ページの4－2のところ、そこで同じくここは改正案のところなんですが、下から同じく7行目なんですが、そこでもう「零」と改めていますので……。

委員長（佐古員規君）零という字。阪上総務部理事。

総務部理事（阪上 章君）はい。よろしくをお願いします。

委員長（佐古員規君）ほかにありませんか。藤原町長。

町長（藤原敏司君）ほかにございませんので、よろしくお願いたします。

委員長（佐古員規君）補足説明なしと認めます。

以上で補足説明を終わります。

委員長（佐古員規君）初めに、議案第42号 税条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありますか。二見委員。

委員（二見裕子君）資料4－3の一番下の段にあります税条例のところ「機械装置等にあつては、零」とする」という機械装置というところなんですが、以前、3月に議員全員協議会のときにいただいた資料で、対象設備のところ市町村によって異なる場合ありというふうな記載がありましたので、機械装置等というところの具体的に前に示していただいたものと同じであるかどうか、お願いたします。

委員長（佐古員規君）阪上税務課長。

税務課長（阪上高寛君）今回の機械装置というのは、あくまでも導入促進基本計画というのを町が策定しまして、その中で限定するかどうかというところがございます。今、現時点、導入促進基本計画をまだ策定されておられませんので、今後確かなものになっていくものとなってございます。

以上です。

委員長（佐古員規君）二見委員。

委員（二見裕子君）そうしましたら、これはまだ内容的には策定はされていないということで、対象設備についてもこれからということよろしいんですか。

委員長（佐古員規君）奥村産業振興課長。

産業振興課長（奥村光男君）こちらの導入促進計画なんですけれども、先ほど答弁させていただいており今現在策定中でございますが、方向性といたしましては、あらゆる設備投資に対して適用されるように今現在検討しているといったところになってございます。

以上です。

委員長（佐古員規君）二見委員。

委員（二見裕子君）わかりました。じゃ、これに即した形で行っていくという方向ですか。

もう一点お聞きしたいんですけども、中古で購入した場合とかというものも入ってくるのかなという、新品のみということでしょうか。

委員長（佐古員規君）阪上税務課長。

税務課長（阪上高寛君）新たに取得したものであるということになりますので、中古品は対象外になります。

委員長（佐古員規君）ほかに質疑はありますか。坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）今回この議案をいただいた折に、6月定例会上程分、税条例の一部を改正する条例についてということで、議案関係資料として税条例の改正の内容の要点について説明していただく資料を我々はいただいております。

その中で主な改正点として3点ほど上げられておりますが、その中の第2点目の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する一定の発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について一定見直しを行った上で、特例割合を参酌基準とし、その適用期限を2年間延長するものとする、そういう説明をいただいております、資料の裏面に太陽光発電とか風力発電とかさまざまな種類の再生可能エネルギーについての参酌基準とか適用条件とか書かれておるんですが、これについては、これに該当する事業所とか、それは熊取町内にはあるんでしょうか。

委員長（佐古員規君）阪上税務課長。

税務課長（阪上高寛君）今回の改正に係る分というのは、平成30年4月1日から取得分になります。それ以前に取得したもので、今回と同様に再生可能エネルギーの課税標準額の特例を受けている団体なんです、平成30年度で5団体ございます。

委員長（佐古員規君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）平成30年度で5団体。5団体というのはどういう団体なんですか。

委員長（佐古員規君）阪上税務課長。

税務課長（阪上高寛君）一定、製造業、あと個人もお一人おられます。あとはリース会社が含まれております。

以上です。太陽光に係るパネルのみになってございます。

委員長（佐古員規君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）ちょっと微妙なところではあるんですけども、最近、町内の住民から、民間事業者の設置した太陽光パネルについて苦情が我々議員に寄せられるということが多くなっておりまして、議会報告会でもそのようなことがよく出てくるんですが、このような税条例での、これはいわば一定の事業者に対する特例措置であるわけなんです、こういったことと太陽光発電のパネルの設置が広がっているということとは関係があると見ていいんですか。

委員長（佐古員規君）阪上税務課長。

税務課長（阪上高寛君）この税条例の改正、地方税法の改正が太陽光パネルを普及しているかどうかというのを申し上げますと、国の施策でいうと、再生可能エネルギーというのを普及していくという意味ではそう捉えてもいいのかなと思います。ただ、一概にやっぱり太陽光パネル、今回補助を受ける分というのは大きなものになりますので、最低でも10キロワット以上でないといけないということなんで、基本的には直接結びついているのかなと。ただ、国は普及させたいと考えていると思います。

委員長（佐古員規君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）ここは税条例の改正を審議する場ですので、環境面での対策とかそういうことを議論する場ではございませんけれども、我々議員としては、住民からそういう苦情が多々寄せられるという状況があらわれてきていますので、太陽光発電、自然エネルギー、再生可能エネルギーを促進するという点ではこういった施策も必要であるかと思えます。また一方で、住民とのトラブルが起きないようにということで、行政としてもいろいろと心を配っていただきたいというふうに考えております。

委員長（佐古員規君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第42号 税条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第42号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長(佐古員規君)次に、議案第49号 平成30年度熊取町一般会計補正予算(第3号)の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。二見委員。

委員(二見裕子君)歳入の分なんですけれども、子ども・子育て支援交付金というのが上がってきているかなというふうに思うんです。子ども・子育て支援金についてのご説明を少しお願いいたします。

委員長(佐古員規君)阪上保育課長。

保育課長(阪上正順君)子ども・子育て支援交付金の入なんですけれども、国庫の部分と府の部分がございまして。こちらは9ページになってございますけれども、この財源をもとに11ページにございまして民間保育所等助成事業の保育事業補助金399万6,000円という金額を補正予算要求額として上げさせていただきますところがございます。

まず、こちらの出の説明をさせていただいたらと思うんですけれども、こちらにつきましては、現在、家庭におきまして保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児につきまして、幼稚園で主に昼間に一時的に預かって、定期的な必要な保育を行うという趣旨の事業が平成30年度から一時預かり事業幼稚園型ということで補助事業のメニューとして国・府の子ども・子育て支援交付金、今先ほどご質問がございました子ども・子育て支援交付金の補助対象事業と位置づけられたところでございました。

本町におきまして、この4月時点での待機児童というのは継続しておりますけれども、年度途中の保育所入所申し込みというのが増加しておりますので、こういった施策もあわせて推進していきたいというふうに考えたところでございます。

この事業につきましては、本町内に立地するフレンド幼稚園が平成31年度から幼保連携型認定こども園化を見据えて2歳児からの一時預かり保育についても関心を示されていたことがございましたので、本町としても、同園と連携して保育需要の増加に対応するための施策として考えているところでございます。

この事業に係りましては、補助単価というのが児童1人当たりの1日ごとの単価というのが決められてございます。すみません、細くなるんですけれども、補助単価が1,850円でございます。それに児童が、定員が今予定では12人、最大と見込んでございます。その部分が月20日あったとしまして、7月から始めたとして、その掛ける9とやりますと399万6,000円という金額が導き出されてございます。これに対しまして国と府と町がそれぞれ3分の1ずつを負担するという仕組みになってございますので、399万6,000円に対しましての3分の1が国、3分の1が府というような入の構成ということになってございます。

すみません、長くなりましたけれども、以上でございます。

委員長(佐古員規君)二見委員。

委員(二見裕子君)これは2歳児のみの事業というふうになるんでしょうか。

委員長(佐古員規君)阪上保育課長。

保育課長(阪上正順君)現状におきましてこの事業につきまして補助事業の対象になっておりますのは、満2歳児から満3歳児未満というような補助対象メニューとなっております。

委員長(佐古員規君)二見委員。

委員(二見裕子君)2歳児を対象に、3歳でもいけたということですよ。でも、満2歳児と書いているんですが、2歳児を対象にしたということは待機児童が2歳児がたくさんいるということですか。

委員長(佐古員規君)阪上保育課長。

保育課長(阪上正順君)まず、この部分につきましては町独自でつくった事業ではございませんので、

まず前提としまして、この制度づくりを国が進めるに当たりまして、2歳児の保育需要が多くて全国的に待機児童の割合が多いのは2歳児という中で、こういった保育所をすぐにつくることができないといった社会的な事情もありまして、既に既存の幼稚園で受け入れ枠があるのであれば、そういった部分も積極的に活用していこうというような国の施策の一環として始められたものでございます。

ここでその前提なんですけれども、熊取町においてはそしたらどうかという、まず、今の現状なんですけれども、先ほどは4月現在では待機児童ゼロというような継続はしてございますけれども、実際、今6月1日現在におきましては、0歳児の方で3人、1歳児の方で2人の入所保留、待機ということで実際になってございます。今後も入所の申し込みはふえていくことが年度途中であっても考えられますので、1歳児、いわゆる町で言っている1歳児といいますのは4月1日時点で1歳になられている方でございます。ですので、今後、年度の途中で2歳になられていく方もこの事業の対象になってきますので、待機児童対策という名目において熊取町としても、一部の3分の1の負担は生じますけれども、こういった取り組みに乗っかっていこうというふうに決めたところでございます。

委員長（佐古員規君）二見委員。

委員（二見裕子君）わかりました。

一時預かりという言葉なんですけれども、イメージ的には幼稚園で一時的に預かっていただくという、常時保育所みたいに預かっていただくというイメージはちょっと言葉的に私は湧かないんです。必要なときをお願いするという意味の一時預かりですか。それとも、保育所と同じように、必要であればずっと2歳児であっても幼稚園で保育していただくという意味の分ですか。

委員長（佐古員規君）阪上保育課長。

保育課長（阪上正順君）こちらにつきましてもちょっと違和感があるんですけれども、言葉的には一時預かり事業という位置づけになってございます。何度も申し上げますけれども、これは幼稚園型というところでもございまして、いわゆる児童福祉法に基づく保育ではなく一時預かり事業という位置づけの中で、今現行ある制度の中で準用していくという、制度の改正を伴わないでやっていくというところの中で定められているというふうになってございます。

先ほどもご質問ございましたけれども、本来であれば一時預かりというのは、必要な本来保育所に預けていない方とかが一時的に家庭の事情とかで子どもを預けなあかんというようなときに、2、3時間預けたりとかその日だけ預けるというようなイメージが強いですけれども、この事業につきましては満2歳児の定期利用の制度ということで構築されてございます。

対象の部分につきましては、2歳の誕生日を迎えた時点から入所要件は満たすことになりまして、保護者さんが希望がございましたら、満3歳の誕生日までは継続して幼稚園の保育を受けることが可能となっております。

保育時間につきましては、補助メニューの対象になるのは8時間が原則となっております。ですので、本来保育所は11時間というくりはあるんですけれども、一定、保育の短時間、具体的に申しましたらフレンドは今8時半から16時半という基本時間の設定を考えてございますので、そういった時間において保育を継続的に月曜日から金曜日、受けていただくことが可能になるというふうに考えてございます。

さらに、その前後ですけれども、基本的には延長保育、長時間保育というところも需要があれば、別途費用はかかってきますけれども、対応可能であればしていただけることはまだ余地がございます。

以上でございます。

委員長（佐古員規君）二見委員。

委員（二見裕子君）これ、国・府・町で3分の1ずつ補助があるんですけれども、実際利用される方の負担というのはどんなふうになっているんですか、保育所と同じような算定の仕方ということですか。

か。

委員長（佐古員規君）阪上保育課長。

保育課長（阪上正順君）費用につきましては、利用者負担は当然あるんですけれども、今実際まだ確定はしてございません。現状の地域の保育所の2歳児の方の保育料と、今既に私立幼稚園に通われている、フレンドに通われている保護者の負担、こういったものを勘案しまして、町と園が話し合っ
て判断して決めていくということになってございます。ですので、国からの通知にも保護者にとっ
て過度な負担にならないようにということに注意しなさいということになってございます。

ですので、現状フレンドに通われているお子さんというのは月額2万5,900円という額を支払わ
れておるんですけれども、それよりは低くなるように、熊取町の2歳児の保育料と照らし合わせ
ても、全くゼロにはならないんですけれども、中間ぐらいになるようにというような形で今は調整
を進めているところでございます。

委員長（佐古員規君）二見委員。

委員（二見裕子君）親御さんの収入関係なくということであるということですか。わかりました。そ
したら、時間的には8時間しか保育していただけないということで、あとは仕事をされている方
でしたら朝とか夕方からの分で延長するのは、自己負担というふうな考えでいいということですね。

委員長（佐古員規君）阪上保育課長。

保育課長（阪上正順君）基本的な月額単価というのは設定されておりますけれども、これはあくまで8
時半から4時半ということの前提で、それでもいいよという方々が対象になってようかと思っ
てございます。どうしてもその日は仕事に早く行かなあかんとか遅くなるという場合においては、臨
時延長の負担、これは保育所等でもございます。そういった負担をしていただく必要がござい
ます。

定期的にもうずっと8時半・4時半では枠組みにはおさまらないということが常にということ
であれば、月額での延長利用料金を支払っていただくという仕組みは、現状の保育所とも同様に今調
整を進めているところでございます。

委員長（佐古員規君）ほかに質疑はありませんか。坂上昌史委員。

委員（坂上昌史君）歳出のところ、老人憩の家修繕事業はどこの老人憩の家かということと、工事の
内容を教えてください。

委員長（佐古員規君）石川健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（石川節子君）今回の老人憩の家維持修繕工事費ですけれども、小垣内の老人
憩の家で公共下水道接続及び排水設備の改修という内容になっております。5月から供用できるよ
うなることを踏まえまして、今回、今はくみ取り式のおトイレなんですけれども、それを下水に
流す管と、それにあわせてトイレの改修と、台所の排水も、今までは雨水のほうに流していたもの
も下水管につなぐという工事になっております。

委員長（佐古員規君）ほかに質疑はありませんか。鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君）先ほど二見委員から質問ありました保育事業補助事業の下の民間保育所施設整備事
業、私立の幼稚園、認定こども園、これもフレンドかなと思うんですけれども、先ほどお伺いしま
したら、2歳児だけをあれして0、1歳児は考えてないというようなことなんです。6,441万6,000
円ですか、これは2歳児を受け入れるための工事をされるということなんです。その辺ちょっと
お話を伺わせてください。

委員長（佐古員規君）阪上保育課長。

保育課長（阪上正順君）6月補正で同じタイミングで上げさせていただいているところでちょっとやや
こしいところがあるかと思うんですけれども、民間保育所施設設備整備費等補助金につきましては、
31年4月のフレンド幼稚園の認定こども園化に向けた施設要件、主には調理室の設置というもの
に対しての工事費がメインになる工事になるんですけれども、31年4月の認定こども園化に向けては、
0歳から5歳児の受け入れを前提とした計画で今進められているところでございます。

保育事業補助金につきましては臨時的なということで、両方臨時なんですけれども、この保育事

業につきましては、より切迫した状況ということで、今年度の年度途中からの開始ということで見込んでございますので、ここにつきましては現状、フレンドにおいても0、1、2歳を全て受け入れるだけの人材であるとかというところは確保できていないので、さらに保育の補助事業のメニューとしましては満2歳児を対象にしているというところがございますので、別立ての制度ということになってございます。

委員長（佐古員規君） 鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君） わかりました。

調理室とかとあれですけども、0歳児も今のところだったら3人いらっしやると。1歳児でもということで、かなり人数的には、幼稚園に入りたい、特別に公立保育所から移りたいとかという方があればあれなんですけれども、今のところそういう保育に欠けているという方というのは少ないかと思うんです。その辺でどれぐらいを見込んでいらっしやると言ったらおかしいですけども、希望者があると考えていらっしやるのか、その辺はどんな感じですか。

さくら保育園も認定こども園になって、幼稚園の方というのはかなり少ないというふうにお聞きしているんですけども。

委員長（佐古員規君） 阪上保育課長。

保育課長（阪上正順君） 今、定員に関しましては府が認可ということで、市町村の協議も含めてということになるんですけども、大枠で言いましたら3号認定、0歳から2歳につきましては、合わせて20人の方々を4月1日の移行時点ではふやすと。2号定員、3歳から5歳の保育を必要とする子どもにつきましては合計で30人、0、1、2歳と3、4、5歳の内訳につきましては、今後の協議ということにはなってきますので、町としましても保育の需要の大きい3号認定の0歳、そのうちの0歳、1歳といったところを重点的に受けていただけるような形で、今後協力していただけたらなというふうにご考えているところでございます。

委員長（佐古員規君） ちょっとお待ちください。皆様をお願いいたします。

委員は質問要旨を簡潔に述べられますようお願いいたします。答弁者は、質問内容に対して簡潔かつ的確にお答えいただきますようお願いいたします。

それでは、質疑を続けます。質疑はありませんか。坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君） 先ほどの二見委員の関連なんですけれども、先ほどの質問に対するお答えで、2歳児に対する一時預かり保育事業に対する補助金であると。これは国のそういうメニューであって、一時預かり事業とはいうものの実質的には単純な一時預かりではないというふうなご説明があったんですけども、二見委員からも質問はされていたんですが、もう一つ釈然としなかったのは、これは2歳児に対する保育需要があって、こういうものをどうしてもどこかで補わないといけないということがあってこれが出てきたのか、その辺の事情をもう少し説明願えますか。

委員長（佐古員規君） 阪上保育課長。

保育課長（阪上正順君） 先ほど、説明の最後のほうになってしまったんですけども、0歳児で現状3人、1歳児のところでお二人の方に入所をお待ちいただいているというようなことでございます。町が1歳児と申し上げているのが、1歳児が4月時点で満1歳になられているということで、今後1歳児の需要もふえてくると考えてございますので、年度の途中、誕生日を迎えられて満2歳になられた時点で一時預かりの要件を満たしていく方が誕生日を迎えるにつれてふえていくというふうに思われます。こういった方々にも、保育所には入所がかなわなかったとしても、こういった事業を補完的に町としても幼稚園と連携してやっていっていますというようなPRをやりながら、ひとまず保育所にほんまは入りたいんやけれども、しばらくはどうしても別のやり方であっても子どもを預けて仕事をしないといけないとかというような場合のことも見据えながら、必要な事業というふうにご捉えてございます。

委員長（佐古員規君） 坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君） これについては継続的なんですか、それとも平成30年度だけのものなんですか。

委員長（佐古員規君）阪上保育課長。

保育課長（阪上正順君）この事業につきましては、冠に国の実施要綱には当分の間と書かれてございます。当分の間というのは、待機児童対策をやる上で条例とか国の省令とかを改正するときに、いつも当分の間と出てくるんです。これは、恐らく待機の児童の対策が一定収束するまでというふうに理解はしてございます。

今回に關しましての事業につきましては平成30年度に限らずに続いていくものと思われましょけれども、この事業につきましては認定こども園、これ、31年の認定こども園化も両方フレンドの話になるんですけども、この補助事業というのが、認定こども園というのが国の制度上補助対象にならないというふうになってございますので、熊取町としましては今この補助事業を始めたとしても、4月1日にフレンドが認定こども園化すると補助の対象になってこないの、恐らく今年度限りになる事業かなと思います。ただ、ほかにみどり幼稚園とかありますので、そういったところがやりたいとかやってほしいとかという話が出てきたら、またそれは続く可能性はないとは言いきれないです。

委員長（佐古員規君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）これは、町内の幼稚園に対して町から働きかけたりとか、こういうのをやっていただいたらありがたいとか、そういう流れがあったんですか。

委員長（佐古員規君）阪上保育課長。

保育課長（阪上正順君）こちらにつきましては、今先ほどから申し上げていますように、保育需要に対応するというので、町からもメニューができた段階で投げかけというか、協力依頼を行ってきたところでございます。

委員長（佐古員規君）ほかに質疑はありませんか。文野委員。

委員（文野慎治君）それでは、11ページ、道路維持事業、本当に予期せぬ気候状況の中で熊取町にとっては予想しない負担がふえて、それがようやく6月11日に復旧ということでご報告を受けております。該当部局の担当者の方については昼夜を問わず頑張っていただいた結果やというふうに思いますので、敬意を表します。

その上で、今回のところに出ております委託料の説明からもう一度詳しくお願いできますでしょうか。

委員長（佐古員規君）山原道路課長。

道路課長（山原栄次君）今回計上させていただいておりますのが、道路維持事業としまして永楽ダム周辺法面修繕事業に伴う町道永楽線法面修繕詳細設計業務ということで、877万2,000円計上させていただいております。

内容としましては、委員の皆様もご存じのとおり、3月9日に町道永楽線沿いの法面が崩壊したことによりまして、当然その復旧というのが今後必要になってまいります。現在は仮の状態を確保しておりますが、法面の復旧というのは当然必要になってまいりますので、その分に係る設計業務ということで今回計上させていただいたものでございます。

中身としましては、測量業務、現地測量が入っておりまして、あと設計業務としまして法面を保護する工法の形式検討ですとかその詳細設計、あと土質調査等も必要になってまいりますので、その分の費用を合わせて計上させていただいたものでございます。

なお、この分につきましては国の交付金の対象にもなってございますので、計上させていただいている分の55%が交付金ということで対応可能というふうに考えてございます。

以上です。

委員長（佐古員規君）文野委員。

委員（文野慎治君）本会議の専決処分の中で、11ページ、工事請負費1,286万4,000円、これについては認定したんですけども、この工事請負費というのは6月11日復旧のための現場の工事費ということの確認でいいんでしょうか。

委員長（佐古員規君）山原道路課長。

道路課長（山原栄次君）全体の経過からもう一度説明させていただきますと、第1回目の崩落というのが3月9日に発生してございます。これにつきましては29年度の予算を活用させていただきまして、大型土のうの仮復旧工法で一旦は通行を開放させていただいています。ただ、5月14日、2次崩落が発生してございます。その分に係る復旧工事といえますか、仮設道を今回つけさせていただいていますが、その分の工事費用というのが5月の専決で承認いただいた分ということになってございます。

今回の分につきましては、当初3月9日に崩落が発生した時点で、当然本復旧が必要ということで考えてございましたので、5月の崩落が発生する以前から6月補正で対応させていただきたいということで計上させていただいたものでございます。

以上です。

委員長（佐古員規君）文野委員。

委員（文野慎治君）ありがとうございます。

もとへ戻って、今回の委託料の877万2,000円、詳細にご説明いただいたんですが、じゃ、そこで設計だとか測量の後の結果としてどういう工事がまた必要かということが当然出てきますよね。そういう関連があるということで、さきに専決したやつの中身も含めての質問ということをお許しいただきたいんですけども、現実、そのときに支払っているというか、業者の選定とか、そういうような形についてはどのような形になっているんですか。業者の名前とかいうのはわかりますか。

委員長（佐古員規君）泉谷都市整備部長。

都市整備部長（泉谷 徹君）業者選定につきましては、いろんな災害が発生します。それで、緊急的に仮復旧の対応をしなければならぬということで、入札等をやっておりますと約1カ月の期間がかかりますので、ルールの外的には災害が起きた箇所から一番近い業者から順番に、特にBランクの業者でございまして。町内のBランクの業者に順番に電話をかけて、もうきょうあすから入れるかどうかという確認をさせていただきまして、その業者が入れるとなればその業者にお願いすると。そして、1社目がちょっと1週間ぐらいかかるのかというんでしたら次の近い業者ということで、被災を受けた箇所、箇所から一番近いところの町内のBランクの業者に問い合わせをして、確認をして、そこをお願いするというような方法をとってございます。

委員長（佐古員規君）文野委員。

委員（文野慎治君）例えば、これから先の話として法面の復旧、これはもう緊急ではなくて、それが今の状態ですからどんな災害が来るかわかれへんけれども、耐え得る工事をやろうという時間的な余裕があるときは通常の入札ルールということですか。その確認をお願いします。

委員長（佐古員規君）山原道路課長。

道路課長（山原栄次君）本復旧の工事につきましては、今回設計させていただいて資料が整いましたら工事費の設計をさせていただいて、当然、発注に際しましては通常の工事と同じく、多分、金額的には指名競争になろうかと思っておりますけれども、指名競争入札のルールに基づきまして発注させていただく予定となっております。

以上です。

委員長（佐古員規君）文野委員。

委員（文野慎治君）わかりました。

そこで、実は本会議の中での私の一般質問との関連もちよっとあるんでこの場に立たせていただいたんですけども、談合事件のことで一般質問で、もうその1点のみで町長とも長い時間やりとりをさせていただいたんです。一つはPTの報告、熊取町に債務を負っている、責任を負わなければいけない人の状況が今こうなっていますよというようなことが出てきたというようなことの認識は皆さん一緒だと思うんですが、実は複数の町民の皆さんから、災害復旧の現場、具体的に言えば、私の耳に入っているのは、復旧した翌日6月12日に、一番大きな、個人的な今生存されている中で

の方がその現場にいたと。町の職員も復旧後2日目のことだからかなりの人数がおったらしいんですが、そういう方がその場において、何か町の職員の方と色々な話をしておったと。こういう今のご時勢的に非常に違和感を感じたと。私も、聞いてそれはそう思います。それなんで、こういう場でちょっと聞きたいと思うんです。

6月12日に、お名前がこれはもう出ていますから言いますけれども、西尾さんはそういう現場でどんな話をしていたかというのはわからないんですけども、そういう町の担当の方たちと現場でいろいろやりとりをしておったという状況は事実なんでしょうか、その答えをお願いします。

委員長（佐古員規君）泉谷都市整備部長。

都市整備部長（泉谷 徹君）すみません、12日に現場に来られていたかというのは私のほうでちょっとまだ確認がとれていませんので、はっきりお答えはできない状況でございます。

以上でございます。

委員長（佐古員規君）文野委員。

委員（文野慎治君）もし、僕の感覚とすれば、そういう人が現場において町の方と話をしているという状況は、僕は常識からいっておかしいと思うんです。部長、調べていただきたいんですけども、もしそういう状況があったとしたら調べていただいて確認いただいて、部長がそこにおったわけじゃないのはわかるんですけども、やっぱりそういう状況はおかしいという判断をされますか。

委員長（佐古員規君）泉谷都市整備部長。

都市整備部長（泉谷 徹君）内容的にどういう形でそこにおられたのかというのを確認せなあかんのですけれども、基本的には、今、輝光建設というのが今回の工事でやっていただいているところでございます。そこに西尾組がお手伝いに来ていただいているということで、両方で今工事を進められてございます。基本的には輝光建設でやられてございます。重機も輝光建設の重機が入っているのは私が確認をやってます。どういう形で来られていたかというのは確認せなわかれへんですけども、現場を多分、見に来られていたのかなというところなんです。

以上でございます。

委員長（佐古員規君）文野委員。

委員（文野慎治君）おっしゃっていたことは複数の話やからそのとおりにかなと思うんですが、現場の遠くに町の職員の人を車はとめているんやけれども、ほぼそこに突っ込む形で西尾さんの車がとまっていたという話は聞いているんですよ。

それで、なぜこんなことを言うかといったら、これも一般質問で言わせてもらったように、やはり町の職員の皆さん方の受けとめなんですよ。はっきり言うて、例えばP Tの証言によると、それぞれの債務者の方に弁護士がチームをつくって担当を分けて、その方の今、状況を聞いているわけです。西尾さんがどういう答えをしていたかというのは、我々にはP Tの文面そのままありますけれども、住民に開示されている中では、そこはのり弁になっているんで、あえて言いませんけれども、自分はどこかの会社にお勤めで、小額の給料で生活しているような話なんです。だから4,000万円でしたか、元金だけで。その分は一切払っていないという状況なんです。

ですから、例えばこれがお仕事でそういう形でやっておる、あるいは一社員としてやっているんやということを片一方の中では言っていないながら、現場を見に来て、ある意味、今までの彼の証言の部分からすれば、全て今までの談合の関係は仕切っていたということが明らかになっているんです。一般質問の中でも、議事録にも残させていただきましたけれども、彼はそういう裁判の調書の中でも、それぞれの今、課の名前はだいぶ変わっていますが、当時の道路課であるとかそういう建設関係の事業部関係の課に頻りに私は顔を出して、行くたびにそういうボーリングをする精度も上がってきた、それと自分たちが今度は被告で裁判になったときに、町の職員もわかっていたんやと、それを見逃していたのは、我々、やったことは悪いけれども、見逃していたのは町の職員やないかと、そやから我々の刑を減刑せえというような、非常に身勝手な証言も裁判の中でされているわけなんです。

そういうことからすれば、それと税金の面でいいますと普通の滞納者の立場で言えば、町税や府税を滞納している方が庁舎へ行ったり職員と会うたりしたら、そこの担当者が来て払うてくださいますよと言われてたりするのが嫌やから、普通は足が遠のくんですよ。しかし、今の状況を見てみると、私も何度か正面玄関にその車がとまって中へ入っておられるのを見えています。だから、そういう感覚はないのかなと私は思うんです。これは個人のことなんですけれども。

やはり、この間議会の中で一般質問の中で言わせてもろうた趣旨は、それを受ける皆さん方がそういう形を入りにくくする、口出ししにくくする雰囲気をつくらなければいけないと思うんですよ。仮に西尾さんがそういう形を仕切っておれば、それ相当の報酬があるわけですよ。そういう形で現場に来てたでということ、そして債権回収のほうの方にそういう情報が共有されているか。やはり皆さん方は町の職員として、ちょっとでもそういう情報を共有して、町として受けるべき、払っていただかなければいけない賠償金を確保するというをやっつけていかなあかんと思うんですよ。だから……

委員長（佐古員規君） 文野委員、ちょっといいですか。

要点は簡潔にまとめられて、ちょっと逸脱していきそうになっていますので、その辺ちょっとまとめただけだと思います。文野委員。

委員（文野慎治君） 僕は逸脱していると思わないんですけれども、議員として当然そういうおかしいと思う言葉を正式の会議の中で発言することが、なぜ逸脱なのかということ、僕を思います。

まとめます。

ですから町長、副町長もそうなんですけれども、この間言わせていただいたように、やはり業者の方からしたら、もう10年もたっているんやからもうこのぐらいでええやろうみたいな形でまたいろいろ動き出しているという話も聞きますし、昔みたいに建設業組合の理事長が上垣町長室に頻繁に出入りをしておったというようなことは、さすがにこれはないでしょう。町長室にその方が来ることはないでしょう。そやけど、熊取町のこういう小さな組織の中でバリアを張って、そういうことを排除しなければいけないということ、この間の中でも脱宣言、入札を改革して、もう談合は二度と起こらないんだということをやらなければそういった形になってくるし、それと、この間も言いましたように、マスクングしているような状況を公開しているようでは本当の情報が町民の皆さん方にも伝わらないし、こうしてその人がそういう立場だということで、そういう人が町の復旧工事の現場で複数の町の職員さんを前に何か熱弁を奮っておられるというような状況が奇異に感じるということが、一般の人々の本当に常識なんですよ。

そういったことをぜひ、きょうの議案は本筋から言えば復旧のための委託料ですから、これはもう大賛成ですよ。しかし、その後生まれてくるそういう疑義を生じないような雰囲気を、町の職員、担当の皆さん、そして情報を共有して何とかその人の今の生活の現状というものを、仕事してるんやな、よう町に来るなと思うんやったら、そういうことを債権回収のほうに情報を一本にして、それを回収のほうに回してもらおうということを絶対やらなければ、町民は、前も言ったように、罪を憎んで人を憎まずという全額払っていただいた方にとってはおかしいんです。まだ罪を憎まずじゃないんです。罪を憎んでそういう形の人は排除するという雰囲気をぜひ町長、副町長、町の職員の皆さんに徹底してほしい、このことを最後は要望ですけれども、お願いしておきます。何かあればお願いします。

委員長（佐古員規君） 中尾副町長。

副町長（中尾清彦君） 6月12日の件につきましては今この場で私が初めて聞きましたけれども、文野委員おっしゃるとおり、大切なことは住民に疑念を抱かせない、抱くようなことをしてはならないということですので、その点は職員一同に認識をいま一度改めて持つてもらおうようにしてもらおうということで、お願いしたいと思います。

委員長（佐古員規君） ほかに質疑はありませんか。鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君） 13ページの小学校、中学校の就学援助事業についてなんですけれども、きょう改定

に基づく基準の比較について資料を提供いただきまして、ことしは前年度どおりの基準でしていただけたということで、よかったなと思っております。

この金額によりまして何名ぐらいの方が受けられるかというのはわかりますでしょうか。

委員長（佐古員規君）松浪学校教育課長。

学校教育課長（松浪敬一君）昨日お示しさせていただいた資料の中なんですけれども、見直しをやることによりまして、30年度の予算編成を行う際に同制度のままでやった場合ですと、小学校の子どもで379人の子どもが認定できるであろうということで見込んでおりまして、見直しをすることによりまして約88%の子どもを認定できる。数字でいいますと333人の認定できる。その差46人ですか、その方々が認定から漏れるというふうな計算をしております。

中学校の場合ですと、同制度のままで予算請求した場合は231人、見直し後88%掛け合わせますと204人ということで、ここでは27名の方が認定できないというふうな設定の中で当初予算を計上させていただいております。

以上です。

委員長（佐古員規君）鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君）これだけの方がまた今度見直されると外れてしまうというふうな形に大体なるんですけれども、大体、子どもの人数も減ってきていますし、予算と決算と28年度でしたら大体決算のほうで100万円ちょっと少なくなっておりますし、29年度の決算がわからないんですけれども、徐々に人数が減っているということで決算額も減っていつているかと思うんです。だから、290万円、大体300万円近いけれども、大体半分ぐらい人数減ってきて150万円ぐらいのお金を足せば31年度からも同じような認定で続けられるんじゃないかなというふうな感じで思ったものですから、その辺もまた考慮していただけて、なるべく子どもが、国も教育費は無料にしたいという思いでありますので、その辺もまた考えていただけたらというふうに思います。

資料もいただいたんですけれども、近隣の状況というのをまたお知らせしていただけたらと思うんです。大分変わってきていますでしょうか。

委員長（佐古員規君）松浪学校教育課長。

学校教育課長（松浪敬一君）岸和田市以南の市の状況で申し上げますと、29年度から30年度にかけて認定基準の見直し、変更を行うという市町村が泉佐野市だけということになっております。そのほかの団体は29年度どおりというふうな形で聞いておりまして、泉佐野市につきましては、平成30年度で生活保護基準でいいますと新しい直近の基準に1.5を掛けるという数字になっておりまして、就学援助を計算する際にモデルケースというのがあるんですけれども、4人世帯で1人が中学生、1人が小学生の子どもがいてるというケースでいいますと、認定基準額が約322万円ということで聞いております。熊取町が見直し後の認定基準額が約318万6,000円ということですので、若干下回っていますけれどもほぼ同様の金額であるというふうに認識しております。

以上です。

委員長（佐古員規君）鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君）わかりました。ちょっとだけ下回っているとおっしゃっていますけれども、やっぱり子育てのまち熊取としては上回っていくぐらいの感じでやっていただけたらと思いますので、これは要望です。

委員長（佐古員規君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

それでは、議案第49号 平成30年度熊取町一般会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第49号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（佐古員規君）以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

これで総務文教常任委員会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

(「11時02分」閉会)

以上の委員会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

総務文教常任委員会委員長

佐古員規

事業厚生常任委員会

事業厚生常任委員会

月 日 平成30年6月13日（水曜）招集

場 所 熊取町役場北館3階大会議室

出席委員	委員 長	阪口 均	副委員 長	河合 弘 樹
	委員	重光 俊 則	委員	浦川 佳 浩
	委員	渡辺 豊 子	委員	矢野 正 憲
	委員	江川 慶 子	議長	坂上 巳生男

欠席委員 なし

説明員	町 長	藤原 敏 司	副町 長	中尾 清 彦
	教育 長	勘六野 朗	企画部長	南 和 仁
	企画部 理事	明松 大 介	企画部 理事 兼財政課 長	東野 秀 毅
	総務部 長	林 利 秀	住民部 長	藤原 伸 彦
	住民部統括理事	吉田 潔	健康福祉部 長	小山 高 宏
	健康福祉部 理事	山本 浩 義	健康福祉部 理事	山本 雅 隆
	健康福祉部 理事	木村 直 義	都市整備部 長	泉谷 徹
	会計管理者 兼会計課 長	中谷 ゆかり	上下水道部 長	山戸 寛
	教育次 長	貝口 良 夫	教育委員会 事務局統括理事	吉田 茂 昭
	政策企画課 長	橘 和 彦	人事課 長	道端 秀 明
	健康・いきいき 高齢課 長	石川 節 子	介護保険・ 障がい福祉課 長	野原 孝 美
	介護保険・ 障がい福祉課 参 事	根来 雅 美	保険年金課 長	野津 博 美
	保育課 長	阪上 正 順	上水道課 長	大西 順 二
事務局	議会事務局 長	北川 雄 彦	書 記	藤原 孝 二

付議審査事件

- 議案第43号 地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第44号 介護保険条例の一部を改正する条例
- 議案第45号 保育所条例等の一部を改正する条例
- 議案第46号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第47号 重度障がい者医療費助成条例及びひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例
- 議案第48号 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について

委員長（阪口 均君）皆さん、おはようございます。議案の審査に当たりましては、十分に意を尽くされ、ご審議をいただき、あわせて議事が円滑に運びますようにご協力をお願いいたします。

本日の委員会には、議会委員会条例第19条の規定により、町長ほか関係職員の出席を求めています。

ただいまの出席委員は7名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから事業厚生常任委員会を開会いたします。

(「10時00分」開会)

委員長(阪口 均君) なお、発言される方は、必ずマイクを使っていただきますようお願いいたします。

それでは、付託審査事件について議事に入ります。

去る6月11日の本会議において、本委員会に付託を受けました議案6件の審査を行います。

議案については、提案理由並びに内容の説明は既に本会議の中で行われておりますので、省略いたします。

なお、補足説明があれば承ります。補足説明はありませんか。藤原町長。

町長(藤原敏司君) 補足説明はございませんので、よろしくお願いたします。

委員長(阪口 均君) 補足説明なしと認めます。

以上で補足説明を終わります。

委員長(阪口 均君) 初めに、議案第43号 地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。江川委員。

委員(江川慶子君) おはようございます。きょうもよろしくお願いたします。

地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議会の中でご説明があったんですが、ちょっとわかりにくいところがあったんで聞かせていただきます。

これまでは主任介護支援専門員という方は研修で済んでいたところを、5年ごとの資格を取得することになるということで、条件が厳しくなったと捉えてよろしいでしょうか。

委員長(阪口 均君) 石川健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長(石川節子君) 資格をもう一度取るという形ではなく、主任ケアマネ、介護支援専門員の資質向上を図るため、5年ごとに一定の研修を受けて更新していくという制度が導入されたことでございます。

以上です。

委員長(阪口 均君) 江川委員。

委員(江川慶子君) 資格の更新のための手続をするということですね。今まではそれが研修のみで済んでいたということですか。

委員長(阪口 均君) 石川健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長(石川節子君) 主任ケアマネの皆さんは、自主的に今までも研修等は受けてはる方が多いんですけども、国の形として、5年ごとに更新してちゃんと研修を受けなければ、次にもう一度また5年という形にならないということに今回なったことでございます。

委員長(阪口 均君) 江川委員。

委員(江川慶子君) わかりました。研修が義務づけられて更新する形になったということですね。

これによって、現在の主任介護支援専門員の中で対象になる方というのはどのぐらいおられるんでしょうか。

委員長(阪口 均君) 石川健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長(石川節子君) 地域包括支援センターの中で、3職種に分かれておりますので、主任ケアマネジャーとして働いていただいている方は2名となります。ただ、保健師の方、プランナーの方も、中には主任ケアマネジャーの資格を持っている方がいらっしゃいまして、その方々を

合わせますと4名という形になります。

今回この条例を一部改正させていただいて、その方々は今年度の3月31日までに更新研修を受ける必要がございますので、今回、条例の改正を行ったものでございます。

委員長（阪口 均君）江川委員。

委員（江川慶子君）わかりました。もしこれを受けなければ、主任介護支援専門員という資格がなくなるということになるんですか。

委員長（阪口 均君）石川健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（石川節子君）一応23年までに主任ケアマネの初めの研修を終了した方は、有効期間を今設けて、31年3月31日までに受けなければならないとされています。

委員長（阪口 均君）江川委員。

委員（江川慶子君）いいです。

委員長（阪口 均君）ほかに質疑はありませんか。重光委員。

委員（重光俊則君）今の説明でもう少し、ちょっとわからないところがあるんですが、現在の主任介護支援専門員の研修を修了した者というのは、どこかの時点で研修を修了していればよくて、5年ごとの研修を受けていない人が該当できるということだったのが、主任介護支援専門員というのは5年ごとに研修を受けた者でないといけないということになるんですね。

それで、「その他これに準ずる者」とありますよね。主任介護支援専門員その他これに準ずる者1名ということなんで、主任介護支援専門員でなくてもその他これに準ずる者があればいいということですよ。これはどういう人をいうんでしょうか。これ、変更にはなっていないけれども、そうなっていますよね。

委員長（阪口 均君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）主任介護支援専門員、主任ケアマネジャーなんですけれども、制定当初は、必ず主任ケアマネジャーでなければならないというのではなしに徐々に主任ケアマネジャーとしていくというような趣旨もありましたので、準ずる者という形で、主任がなくても一定そういうケアマネジャーの資格を持って入ってきた方を行く行くは主任ケアマネジャーとして育てていくというような、そういうなだらかな、緩和的な趣旨で制定当初はあったかというふうに記憶しております。

今回は、一番最初は資格を取って必ず研修を受けなければならないんですけれども、その研修を初めに受けてそのままずっといくんでは資質の向上になりませんので、5年ごとに一定リセットをやるかというような考え方のもとで、資質向上、技能向上のために5年ごとに1回そういうものをもう一度向上させるという趣旨で、今回は国がこの規則の改正を行いました。

あと、国の規則で経過措置があります。平成23年度までに主任ケアマネの研修を終了した方につきましては、今年度、平成31年3月31日までにこの研修を受けなければならないというふうになっておりまして、平成24年度から26年度、この間で主任ケアマネジャーを受けられた方については平成32年3月31日までという形で、順次経過措置があって、5年ごとのリセットの研修を受けてもらうように国のほうは進めているという形で、これを受けなければすぐ剥奪かというんでは、ちょっとそこら辺の細かいところまでは確認していないんですけれども、一定なだらかに皆さんに受けてもらうようにということで国は進めているというところで、ご理解いただければと思います。

委員長（阪口 均君）重光委員。

委員（重光俊則君）今の説明で、主任介護支援専門員の5年ごとの研修を受けたことに該当しない人はそういう経過措置があるということは理解できるんですけど、本文の中の「その他これに準ずる者」というのは、経過措置に対応するために、先ほど説明があった現時点で研修を受けていない人ということは定義されているんですか。それとも、その他これに準ずる者というのは、町が認めたこれに準ずる者として、資格はないけれど今までやってきているから資格として認めるということは、その自治体が認めればいけるのかというのは、先ほどの説明で経過措置があるということがこ

れに該当するのか、あるいは経過処置は別のところに記載があるので、「その他これに準ずる者」はなくてもいいんじゃないかなと思うんです。そこはなぜこれが入っているのかということを理解したい。

委員長（阪口 均君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）国がケアマネジメントリーダーの活動等支援事業という形で進めた時期が平成14年の通知にあります。これにつきましては、ケアマネジメントリーダー研修という形で、主任ケアマネジャーとしてというのではなしに、一定のケアマネジャーの中でそういう国が定めた研修を受けられて、主任ケアマネジャーの資格ではないんですけども、研修を受けてそれなりの技能の向上を図っている者については準ずるという形で認めているというような経過が残っております。

委員長（阪口 均君）重光委員。

委員（重光俊則君）そうすると、「その他これに準ずる者」というのは、主任介護支援専門員という研修を受けて認定されていない者であっても、町がそれを認めればこの資格でなくてもいけるということと理解していいんですね。例えば、包括支援センターで何年も働いてきているから今は主任介護専門員資格ではないけれど、町は、「その他これに準ずる者」というのは町長が認めたらそれでいいという解釈でいいわけですか。

委員長（阪口 均君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）委員おっしゃるとおりでして、私、先ほど申しましたリーダー研修というものを受けて、かつその方の経歴とかを勘案して町が一定の方であればということ、資格はなくてもそれに準ずるということで認められた者という形で理解をやっていいかと思います。

委員長（阪口 均君）重光委員。

委員（重光俊則君）しつこくてすみませんが、そういう意味では、主任介護支援専門員でなくてもこれに準じたということで町が認めれば、主任介護支援専門員を置いたことになるという理解でよろしいわけですね。できるだけ主任介護資格のある人がなるようになったほうがいいですよというのが国の指導のようなものと、そう理解しておけばいいわけですね。

委員長（阪口 均君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）重光委員おっしゃるとおりで、そういう理解でいいかと思います。

現実的には、もう地域包括支援センターは動いていますので、皆さん主任ケアマネジャーの資格をお持ちになられた方がその専門職種に当たっているという形で、現状はそういう形になります。また新たにということになれば、今の理解でいいかと思います。

委員長（阪口 均君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第43号 地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第43号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（阪口 均君）次に、議案第44号 介護保険条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。江川委員。

委員（江川慶子君）この説明のときにちょっとわかりにくかったんですが、自己負担割合に土地売却に伴う特別控除額を変えるようなお話だったんです。もう少し具体的に教えていただけますか。

委員長（阪口 均君）根来介護保険・障がい福祉課参事。

介護保険・障がい福祉課参事（根来雅美君）今回の改正は、介護保険料の段階を判定する合計所得金額についての控除額について引用している条文を改正するものなんですけれども、その改正に当たっては、先ほど江川委員がおっしゃった自己負担割合ですとか高額介護の所得段階を判定する分についても、合計所得金額から租税特別措置法の長期譲渡所得であるとか短期譲渡所得であるとかの所得があった場合、その特別控除が今まで適用されずに、保険料段階ですとか負担割合ですとか高額介護の判定基準には用いられていなかったんです。長期譲渡所得ですとか短期譲渡所得は土地の売却に係る分ですが、それというのは震災とか災害時にも、言うたら自分の意思ではないけれども売却せなあかんとか、取用にかかる場合がありますので、今まで税法上は特別控除が適用されていたんやけれども、介護保険の保険料段階ですとか負担割合とか高額にもその特別控除はやっぱり適用せなあかんじゃないかということで、3月議会で保険料段階に用いる合計所得金額に適用はさせていただいていたところなんです。

今回、8月1日に負担割合ですとか高額の介護の合計所得についても判定がなされるということで、8月1日から合計所得金額に特別控除を盛り込んだ形で判定できるように改正が行われまして、今まで保険料段階の判定基準に用いる合計所得金額について控除が定められていた条文が、負担割合ですとか高額介護の分の控除も定めないといけないということで、定める条文が変わったことによって引用条文が変わっただけの改正になります、今回の改正は。

今回この条例改正を行っているんですけれども、引用条文の引っ張ってくる場所が変わっただけで、被保険者の方にとって有利になるようにというか、土地の売却ですとかそういう分についての特別控除についても認める、適用するという事の改正になりますので、よろしく願います。

委員長（阪口 均君）江川委員。

委員（江川慶子君）わかりました。ご相談の中では、今回保険料が高くなったと、それは何でかということ調べてみたら、昨年土地を処分した分の経費が今回の所得に加算されていて、ことしは我慢しますと言われた高齢者の方がおられました。そういうのが配慮されて影響を受けなくなるということですね。

委員長（阪口 均君）根来介護保険・障がい福祉課参事。

介護保険・障がい福祉課参事（根来雅美君）江川委員のおっしゃったとおりです。

土地を売却した年の翌年度については、いつか1年だけ保険料とか負担割合が増加するということになっていましたが、今後、土地の売却によっていつかの負担が増加することはないんです。

委員長（阪口 均君）ほかに質疑はありませんか。渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）今の説明ですが、土地の売却は災害等によつての要因でなくてもいいということなんですか。ちょっとその辺。

委員長（阪口 均君）根来介護保険・障がい福祉課参事。

介護保険・障がい福祉課参事（根来雅美君）説明では災害のことを例にとらせていただいたんですけども、特別控除が認められている分というのは、土地の取用のための譲渡の場合と、あと特定土地区画整理事業に係る土地の譲渡の場合、特定住宅地造成事業ですとか、あと居住用財産の場合でも特別控除は認められていて、ほぼ土地の売却に係る分の特別控除は認められるようになっております。

委員長（阪口 均君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第44号 介護保険条例の一部を改正する条例の件を採決い

たします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第44号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長(阪口 均君) 次に、議案第45号 保育所条例等の一部を改正する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありますか。江川委員。

委員(江川慶子君) 私ばかりですみません。

保育所条例等の一部を改正する条例についてですが、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律によって今回出されているんです。今現在、保育所が特別区域法の中かどうかという位置づけで入っているのか、その辺ちょっとご説明お願いします。認定されているんですね、その中に。よろしくお願いします。

委員長(阪口 均君) 阪上保育課長。

保育課長(阪上正順君) 国家戦略特別区域法に伴う地域限定保育士の部分かと思います。その部分につきましては、大阪府が特区の認定を受けてございますので、国家資格とは別に大阪府が別途認定する地域限定保育士について定められてございます。

そのほかの区域におきましても、神奈川県であったりとか千葉県の成田市であったり沖縄県といった特区の認定を受けている地域はございますけれども、大阪府についてはオール大阪という形で、大阪府の試験を受けた方につきましては、大阪府の地域限定保育士として登録された場合、3年間はその地域でしか保育に従事できないというような規定がございます。

委員長(阪口 均君) 江川委員。

委員(江川慶子君) わかりました。以前そういったご説明がありましたね。今聞きながら思い出しました。大阪府がとっている特別区域の中身で、地域限定保育士ですか、正式名称をもう一度お願いします。

委員長(阪口 均君) 阪上保育課長。

保育課長(阪上正順君) 地域限定保育士でございます。

委員長(阪口 均君) 江川委員。

委員(江川慶子君) ありがとうございます。

それと、その中身です。保育所と家庭保育事業と、あと放課後児童健全育成事業の3つがあるんですが、学童のほうは一応5年以上の経験と市町村長が適当と認めた場合ということでわかりやすいんですけども、保育所と家庭的保育事業等についてはどうなのか、もう少しわかりやすく教えていただけますか。

委員長(阪口 均君) 阪上保育課長。

保育課長(阪上正順君) 今回の条例の改正に関しましてはですけども、保育所条例等の一部を改正する条例として提案させていただいた中で保育所条例の一部改正等、そのほか第1条から第3条第1項までが、国家戦略特別区域法の一部改正に伴いましての条ずれに伴っての改正ということでなっております。少しこの条例の作り立てがややこしくなっていて申しわけないんですけども、一部改正条例の第3条第2項に関しましては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例にのみ適用される部分でございます。したがって、本来の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例におけます第11条第3項の次に次の1号を加える第10号、5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって市町村長が適当と認めた者につきましては、あくまで放課後児童健全育成事業に従事する放課後児童支援員のことについての規定ということになってございます。

委員長(阪口 均君) 江川委員。

委員(江川慶子君) 保育所と家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるという条例の部分

は、単純に条ずれだということですね。学童というか、放課後児童健全育成事業のほうについては、このような5年以上の経験と町長の適当と認めた者ということの中に……。

委員長（阪口 均君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）先ほど課長が申しあげましたように、保育所条例等の一部を改正する条例の第3条でございます。放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例、この改正理由が2つの法律の改正に基づいておまして、一つは先ほどから申し上げます国家戦略特別区域法の条ずれによる対応、それともう一点、提案理由でございます国におけます放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令がございます。その省令によりまして、放課後児童健全育成事業の先ほど言いました5年以上という資格要件のところ、そちらのほうで改正になっているということで、改正の根拠になる法の改正が2本あるということでご理解いただければと思います。

委員長（阪口 均君）江川委員。

委員（江川慶子君）一応わかりました。ありがとうございます。

これ、内閣府のホームページを調べてみまして、健やかまっこ給食特区というのを第19回のとときに熊取はとっているんです。それで、ああこれがあったなと思って見たんですが、公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業ということで、その前に私も議会の質問の中で、公立保育所は何で自営式で給食しないのかということを中心に質問でやりとりがありました。その中で当時の町長がこの特区をとってきて、健やかまっこ給食特区ということで、公立は外部搬入できるんだと、民間は自校式なんだと、自営式なんだということで、そういうことが認められたわけです、特区で。これ、内閣府のホームページにきちんと載っているんで、まだこれは残っているんだなということなんですが、これについてはこのままずっと特区の部分でいくんでしょうか。検討されていないと思うんですけど、ちょっと見たので気になりましたので、現状、これの今後のことをお聞かせください。

委員長（阪口 均君）阪上保育課長。

保育課長（阪上正順君）外部搬入方式の特区に関しましては、町が特に取り下げとかいう行為をしない限りは基本的には続いていくものでございますし、現状におきましても、今の段階においてはこのまま継続というふうに考えてございます。

すみません、先ほどの江川委員の質問のところちょっと補足というか、修正させていただきたいんです。地域限定保育士に関しましての要望に関してなんですけれども、正式名称と言いますと国家戦略特別区域限定保育士というのが法令上正しい名称になってございます。すみません。お願いします。

委員長（阪口 均君）よろしいですか、江川委員。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第45号 保育所条例等の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第45号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（阪口 均君）次に、議案第46号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。江川委員。

委員（江川慶子君）特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてですが、本会議でご説明があったんですが、非常にわかりにくかったです。実質的な変更が町にあるのかどうかも含めて、もう一度ご説明お願いします。

委員長（阪口 均君）阪上保育課長。

保育課長（阪上正順君）こちらにつきましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が施行されまして、それに伴いまして、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例にその基準から引用している部分がございます。その部分といいますのが、現在第15条第1項第2号というのがございますけれども、そこにつきまして、正式には就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律というのが正式名称なんですけれども、略称としまして認定こども園法と言っているものがございます。こちらにつきましては、そもそも第9項に基づいて規定をされていたところなんですけれども、条ずれが生じまして、第7項と第10項というのが追加されたわけなんです。その部分につきまして、2つ項が追加されたことによりまして第11項というものが生じてしまいました。それに伴いまして、中身が変わるものではないんですけれども、第11項というものは、もともとの第9項なんですけれども、都道府県が条例で定める要件に適合していると認めているものについては、これを公示するものとするというのがございます。これは、認定こども園がその要件を満たしているということにおきまして都道府県知事が認定を行った場合、それを公示するという行為が必要になってございますので、その公示された認定こども園というものを規定するための根拠法令となってございます。その部分を引用しているがために、追加された部分の条ずれを起こしているというところでございます。

委員長（阪口 均君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）内容は先ほど保育課長から説明させていただいたとおりで、本当に簡単に申し上げますと、今まで幼保連携型の認定こども園の認可等の事務につきましては、既に都道府県から政令都市に権限が移譲されてございました。それが、今回の改正によりまして今度は幼保連携型以外の認定こども園、いわゆる幼稚園型とか保育所型あるいは地方裁量型と呼ばれております認定こども園がございます。そちらの認定等の事務権限を今回は政令都市に移譲するという条項が追加になりましたので、それに伴って本条例が引用している条文に項ずれが生じたということで、制度等が変更になっているといったものではございません。

以上でございます。

委員長（阪口 均君）江川委員。

委員（江川慶子君）丁寧にご説明ありがとうございます。都道府県から権限が政令指定都市に変わったということでありませぬ。熊取町の実態としては何も変わらないということではよろしいですか、確認は。

委員長（阪口 均君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）委員おっしゃるように、指定都市への移譲でございますので、熊取町の場合はまだ大阪府がこちらの分については認定等の事務を行っているということでございます。

委員長（阪口 均君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第46号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第46号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長(阪口 均君) 次に、議案第47号 重度障がい者医療費助成条例及びひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。江川委員。

委員(江川慶子君) ちょっと確認したいんですが、所得税法等の改正によって「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に変えるということで、中身は変わらないんだというように受けとめているんですが、それでよろしいですか。

委員長(阪口 均君) 野津保険年金課長。

保険年金課長(野津博美君) 今、江川委員おっしゃっていただきましたとおり、所得税法の中で定義が変わったことによって呼び名が変わっているものですので、今までどおりの取り扱いとするために今回、名称変更させていただいての改正ということになっております。

以上です。

委員長(阪口 均君) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。それでは、議案第47号 重度障がい者医療費助成条例及びひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第47号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長(阪口 均君) 次に、議案第48号 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議についての件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。渡辺委員。

委員(渡辺豊子君) 教えてください。

今回、熊取町においては近隣の泉南市、阪南市、また田尻町、忠岡町、岬町等が水道事業を統合するという形で、これ協議についてということで提案されているんですが、その経過というんですか、この分につきましては、その関係市は3月議会等で可決されてこういうふうにご同意を求めている感じになっているかと思うんですが、その経過と、そして熊取町は今後どう考えているのかという、今回こういうことについて熊取町も一緒に入りませんかとか、そういったお声かけもあったのか、その辺の状況等教えていただけたらと思います。

委員長(阪口 均君) 山戸上下水道部長。

上下水道部長(山戸 寛君) 運営協議会というのが水道企業団の運営委員会にある、それは府下全市町村が入ってまして、これは首長会議もあります。ほとんど事業管理者とか部長クラスでもするんですけども、それではやっぱり総論的には府域一水道ということで、方向性は皆一緒なんです。企業長は堺市なんですけれども、堺市もまだ統合していない状況でございます。ですが、皆さんは将来的には統合しようかという思いは一緒やと思います。ただ、特に北摂のほうはまだまだ自己水が多かったり、統合に向けてなかなか賛同するところは少ないという状況になっています。

今回統合する7団体の状況ですけれども、特に能勢町とか豊能町につきましてははかなり給水原価が高くなってございます。数字で言いますと、熊取町が給水原価が156.8円のところが、能勢町が477.2円、豊能町が292.5円、忠岡町はまだ、うちよりちょっと高いぐらい160.0円、今言うている

のは28年度末の数字でございます。田尻町が183.0円、泉南市が175.4円、阪南市が185.0円、岬町が223.7円ということで、給水原価ということは言いかえたら使用料の単価になるんですけども、供給単価というのがもう一つございまして、これは仕入れ値になるんです。それ以上に給水原価が高いところが能勢町、豊能町、忠岡町になってございます。

あとは自己水を持っているところもあるんですけども、その辺はまた水質悪化のおそれとか、耐用年数を経過した老朽化施設がかなりふえている。ところが、なかなか資本的のほうのお金がなかなか回らないということで苦労しているというところと、あと給水人口の減少、これが大きなところでございます。給水人口が減少してきて収入が減ってきている。

それと、定性的には技術職員の確保が難しいということで、技術継承がなかなかできていない。先に統合した千早赤阪村とか、ほとんどもう技術職員がいてない状況でございます。泉南のこっちの南のほうもかなり少なくなってございます。

あと、今後、当然熊取町につきましても、今年の12月ですか、経営戦略をお示しさせていただきましたけれども、やはり将来的には料金を上げていかな仕方がないんです。今回統合する7団体につきましても、その幅が大きかったり、それが近い将来またぼんと上げなあかんとか、ざっくり言うたらそういう状況になってございます。かなり厳しい状況になってございます。

熊取町につきましても、先ほどちらっと言いました運営協議会へ入っていますので、それで今回7団体で、先に3団体統合していましたので、全部で10団体になります。府下の市町村約4分の1が統合する形、垂直統合という形なんですけれども、ですので、あと勉強会をしましょうかということで、ことしの2月から企業団主体で膝をつき合わせた勉強会を始めまして、それが大体7月ぐらいをめどに終わる予定でございまして、その中には今、熊取町を含めまして21団体が参加しています。まだ統合していないところでございます。これにつきましては、この近隣で言うたら貝塚市は不参加、泉佐野市は参加しています。

本町におきましては、これまで水道料金が府下平均より安価であることや、今言うた隣接市、貝塚市、泉佐野市の動向などから時期尚早と判断しておりましたが、今言うた勉強会に入っておりまして、施設の最適配置ということで、今の施設はやっぱり人口が減少していますので縮小したり統廃合すると。熊取町だけと違って、例えば熊取町の水は泉佐野市のほうが下にありますので、それを送るのにどういう施設の配置をしたら企業団としたらダウンサイジングできるかとか、そういうふうな勉強会をしております。これ、方向性が定まりましたら、また議員の皆様にももちろんご報告させていただく予定でございます。これは今年度考えていますので、そのときはまたよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

委員長（阪口 均君） 渡辺委員。

委員（渡辺豊子君） 丁寧なご説明ありがとうございます。勉強会に参加しながら需要と供給という感じですね。供給単価と給水単価と比べてというところで検討していただけたというところですが、熊取町は30年から38年でしたよね、経営戦略を策定されたと思います。見通しとして、38年までの経営戦略で順序よくいけば独自でもいけるというところの戦略になっているんですね。

委員長（阪口 均君） 大西上水道課長。

上水道課長（大西順二君） 独自でいけるかどうかというのはちょっと難しいんですが、ただ、12月の議員全員協議会で示させていただきました経営戦略では、34年度と37年度に水道料金の値上げが発生しますということでご説明させていただいておりますので、これがもし企業団で統合した際には、その値上げが少しでも抑えられるのかどうかというのを今研究しております。

以上です。

委員長（阪口 均君） 渡辺委員。

委員（渡辺豊子君） わかりました。値上げを抑えられるように勉強していただきたいと思います。

委員長（阪口 均君） ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。それでは、議案第48号 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議についての件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第48号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（阪口 均君）以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

これで事業厚生常任委員会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

(「10時49分」閉会)

以上の委員会の次第は議会議務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

事業厚生常任委員会委員長

阪口 均